

東京市芝區芝公園六號地

財團 法人 協 調 會

昭和 年 月 日

電話芝(43) 長 三三三 三三一 三三二 三三三 三五四 振替口座東京五三七〇四番

手紙

嘆 嘆 願 願 條 項 書

一 團體交渉権、確認

二 鑄物工場ノ解雇者ヲ復職セラレタキ事

三 請負制度ヲ改善セラレタキ事

四 工場内ノ衛生設備ノ改善(食堂復所)

五 従来無届出勤三日ニシテ解雇セラレシ今後一週間ニサレタキ事

六 工場主ノ都合上止ムヲ得ス職工ヲ解雇スル場合ニハ左ノ手當ヲ支給サレ

度キ事

1. 一ヶ年未満八日給ノ百二十日分

2. 一ヶ年以上参ケ年未満八日給ノ百八十日分

3. 三ヶ年以上八ヶ月ニ付五日分ノ割合ヲ以テ加算スルコト

外ニ飯田旅費トシテ妻帯者ニ五拾円独身者ニ参拾円支給セ

ラレ度キ事

六日給ニ四以下ノ職工ニ對シ此際貳割増給セラレ度キ事

八毎年ニ回定期昇給セラレ度キ事

九 従業員歩増ノ改正